

# 医学部入学定員の増員に伴う関係規則の整備について

## 制度の概要

- 大学設置基準には、必要な専任教員数や校舎等の面積の基準が学部の収容定員に応じて規定。
- その際、医学部に関しては、十分な教育指導の確保のため、収容定員720人(入学定員120人)を上限として設定しており、専任教員については、臨床に必要な全診療科に対応する講座等を設け、教育・研究・診療を一体として担うため、基本的に収容定員の如何に関わらず一定(140人)に設定。

## 改正等の主旨

- 地域の医師確保の観点から平成22年度から31年度の10年間の医学部の入学定員を増員することが認められたことを踏まえ、120人を超えて増員しようとする大学について、期限付定員増であることを勘案しながら医学教育の質を確保するため、必要な教員等の基準を定める。

### ①必要な専任教員数、校舎等の面積の基準を設定(大学設置基準(省令)の改正)

区分	120人の場合の基準	120人を超えて増員する場合の基準
専任教員数	140人	150人
校舎面積	18,250㎡	6人につき75㎡の割合で加算
附属病院面積	35,100㎡	6人につき100㎡の割合で加算

### ②入学定員120人を超えて増加する大学が算定する専任教員数の基準を設定 (文部科学省告示の制定)

- 年間6単位以上の授業科目を担当していること かつ
- 1週間当たり16時間(法定労働時間の4割)を超えて教育研究に従事していること

### ③上記に該当する申請を行う大学に、専任教員の教育研究への従事状況を記した名簿の提出を規定 (大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続規則(省令)の改正)

## 今後のスケジュール

平成21年10月 中央教育審議会大学分科会での審議を経て設置基準等の改正  
 12月 大学設置分科会、学校法人分科会による審議を経て認可  
 平成22年 4月 医学部入学定員の増員

大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号） 抜粋

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

学部の種類	収容定員		収容定員		収容定員		収容定員	
	定員	専任	定員	専任	定員	専任	定員	専任
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三		

備考

- この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
- この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める教員数の合計数とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

学部の種類	収容定員		収容定員		収容定員		収容定員	
	校舎	附属病院	校舎	附属病院	校舎	附属病院	校舎	附属病院
医学関係	二、六五〇	二八、〇五〇	一四、三〇〇	一六、七五〇	一八、二五〇	一一、九五〇	一三、一〇〇	一三、一〇〇
歯学関係	八、八五〇	五、七〇〇	九六、〇〇〇	一〇、三五〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇

備考

この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める面積の合計とする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学科についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。